

Subject: [在デトロイト総領事館] ブースターシート義務違反のチケット開始 (OH)

昨年の法改正によりオハイオ州においてもブースターシート着用は義務化されました。これまで試験期間として交通違反チケットではなく警告のみでしたが、試験期間を終了し、4月7日から違反者にはチケットが交付されるようになりました。

1. ブースターシート義務化の対象者

年齢8歳未満で、身長が4フィート9インチ（約145cm）に満たない者

但し、4歳未満又は体重40ポンド（約18.16kg）未満の者はチャイルドシートの使用が義務づけられています。

2. 除外事由（適用の対象とならない場合）

(1) 同乗者の生命に関わる危険が存在する場合

(2) 医師等が発行した身体の損傷や障害などのためにブースターシートを使用することが出来ない又は適切でないことを証明した宣誓供述書を所持している場合

3. 違反の考え方

(1) セカンダリー違反（注：その違反だけでは停止を命じチケットを切ることが出来ない違反）に指定され、同時にその他の違反がある場合にチケットを切られる。

(2) 同一の機会に複数の子供が違反した場合は一つの違反と見なす（1台の車で、4歳から7歳の子供複数がブースターシートを使用しなかった場合に切られるチケットは1枚のみ）。

注) 詳しくはオハイオ州政府のホームページ

<http://www.odh.ohio.gov/odhPrograms/hpr/cpsafe/childbooster.aspx>

をご確認ください。

以上

在デトロイト総領事館

デトロイト日本国総領事館から在留邦人の皆さまへ

●転居やご帰国などにより「在留届」の記載事項に変更はありませんか？

転居や帰国など「在留届」の内容に変更が生じた場合には、「帰国届・変更届」の提出をお願いします。

詳細はこちら <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/zaigai/page1.htm>

●在外選挙人登録はお済みですか？

海外から投票するためには「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。

詳細はこちら <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/zaigai/page0.htm>

メールマガジンサービスの解除等を希望される方は、在デトロイト総領事館HP「いつでもどこでも総領事館」→「Eメールアドレス変更手続き配信解除」より手続きを行ってください。その際にパスワードの入力を求められますので、「パスワードを忘れた場合」をクリックして情報を入力すると新しいパスワードが発行されます。

●Eメールアドレス変更手続きと配信解除

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cgi-bin/cmd/index.cgi?emb=detroit.us>